


供  
實  
20  
年  
4  
月  
30  
日

熱建まち 第 72 号  
平成 20 年 4 月 30 日



東部農林事務所長 様

熱海市長 齋藤 栄

熱海市伊豆山字嶽ヶにおける、による開発行為について（顛末書）

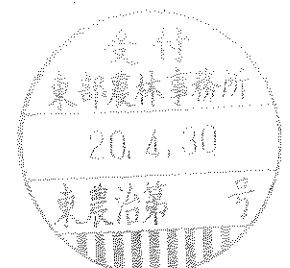
標記の件につきまして、以下のとおり顛末書を提出します。

1. 開発行為等の経緯

- ① 平成 18 年 3 月 6 日。より、熱海市伊豆山字嶽ヶ外 25 筆における、都市計画法第 29 条第 1 項に基づく開発行為の申請が提出された。  
(開発面積：19992.84 m<sup>2</sup>。用途：専用住宅、宅造等規制法及び風致地区条例併願)
- ②平成 18 年 4 月 11 日。開発行為及び宅造並びに風致の許可。
- ③工事着手届が提出された。(平成 18 年 4 月 11 日着手。平成 19 年 3 月 31 日完成)
- ④平成 18 年 9 月 11 日。変更許可申請書が提出された。  
(開発区域の拡大：49,850.46 m<sup>2</sup>。工区の設定(C,D,E の 3 工区))
- ⑤平成 18 年 10 月 18 日。変更許可。(宅造、風致も同様)  
(平成 19 年 12 月 20 日完成)
- ⑥平成 18 年 11 月 28 日。C 工区完了。(16,593.11 m<sup>2</sup>)
- ⑦平成 19 年 7 月 20 日。変更許可申請書が提出された。  
(造成計画の変更)
- ⑧平成 19 年 7 月 24 日。変更許可。(宅造、風致も同様)  
(平成 20 年 10 月 23 日完成)
- ⑨平成 19 年 7 月 31 日。E 工区完了。(12,266.19 m<sup>2</sup>)
- ⑩現在 D 工区施工中。

2. 審査状況について

- ① 開発申請が出されたことにより、関係各課に通知、各課の幹事に個別法の確認及び起業者に対して都市計画法第 32 条の協議を指示。
- ② 平成 18 年 4 月 3 日。都市計画法 32 条の同意及び協議について（回答）
- ③平成 18 年 4 月 11 日。開発行為及び宅造並びに風致の許可。



### 3. 今回の事案発生について

- ①平成 20 年 4 月 10 日。東部農林事務所来庁（まちづくり課、産業振興課にて対応）  
現場調査を行ったところ、赤井谷の北側山地部において、開発が行われているが、森林区域に入っているのではないかとの指摘を受けた。（C・D・E 工区）
- ②平成 20 年 4 月 14 日。まちづくり課、産業振興課と協議  
関係図面を確認したところ、広範囲にわたり森林区域に入っていることが判明した。  
翌日、東部農林事務所に事実の確認を伝え、今後の指導内容について検討を依頼、また業者に対する対応について、県と市で協議をおこない進めていくことを確認した。

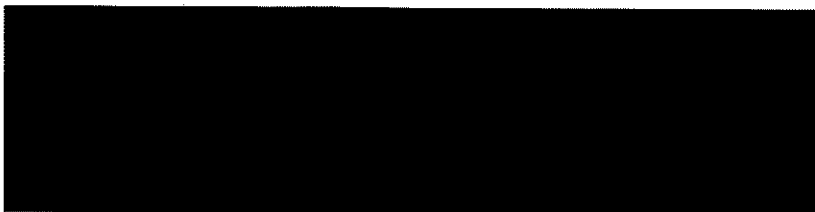
### 4. 発生の原因について

- ①当初申請区域（C 工区）については、森林区域に該当していなかった。変更申請が出され D・E 工区を拡大した際に、森林法担当課による森林区域の確認が適切に行われなかったと思われる。

### 5. 今後の対策について

- ①市役所の内部的には今年度の機構改革により、森林法担当課が明確になったため、昨年までと異なり、より慎重かつ適切な対応ができるものとする。  
今後は、今回のようなことが起きないように、関係各課において、十分な審査体制に努めるものである。
- ②今回の件において、開発業者に対する対応は、東部農林事務所の指導を受け、双方の連携をとり、速やかに適切な措置を行っていくものとする。





復旧計画書 (151)

平成17年12月28日

静岡県東部農林事務所長 様



平成 \_\_\_\_\_ 日付け東農治第 \_\_\_\_\_ 号により通知のあった、森林法10条の2の違反行為に対する復旧について、下記のとおり復旧計画を提出します。

記

1 復旧場所 静岡県 \_\_\_\_\_ 番地

2 復旧面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

3 復旧計画の内容

- ・ 区域外へ土砂が流出しないように、下記の土砂流出防止対策を実施します。  
また、設置した施設が機能を発揮するために適切に維持管理します。
- ・ 区域内については下記の植栽を行い、早期に森林への復旧を図ります。  
また、植栽した樹木に関して適切な維持・管理を行います。

①柵工 L = 301.59m

②植栽 樹種 くぬぎ・コナラ等 (H=20~30cm 程度 3,898本)

位置は別図のとおり

・ 工期

平成18年1月31日～平成18年4月20日

・ その他

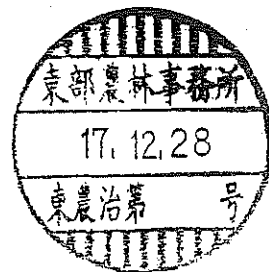
柵工は1月31日から事前整備を始める。

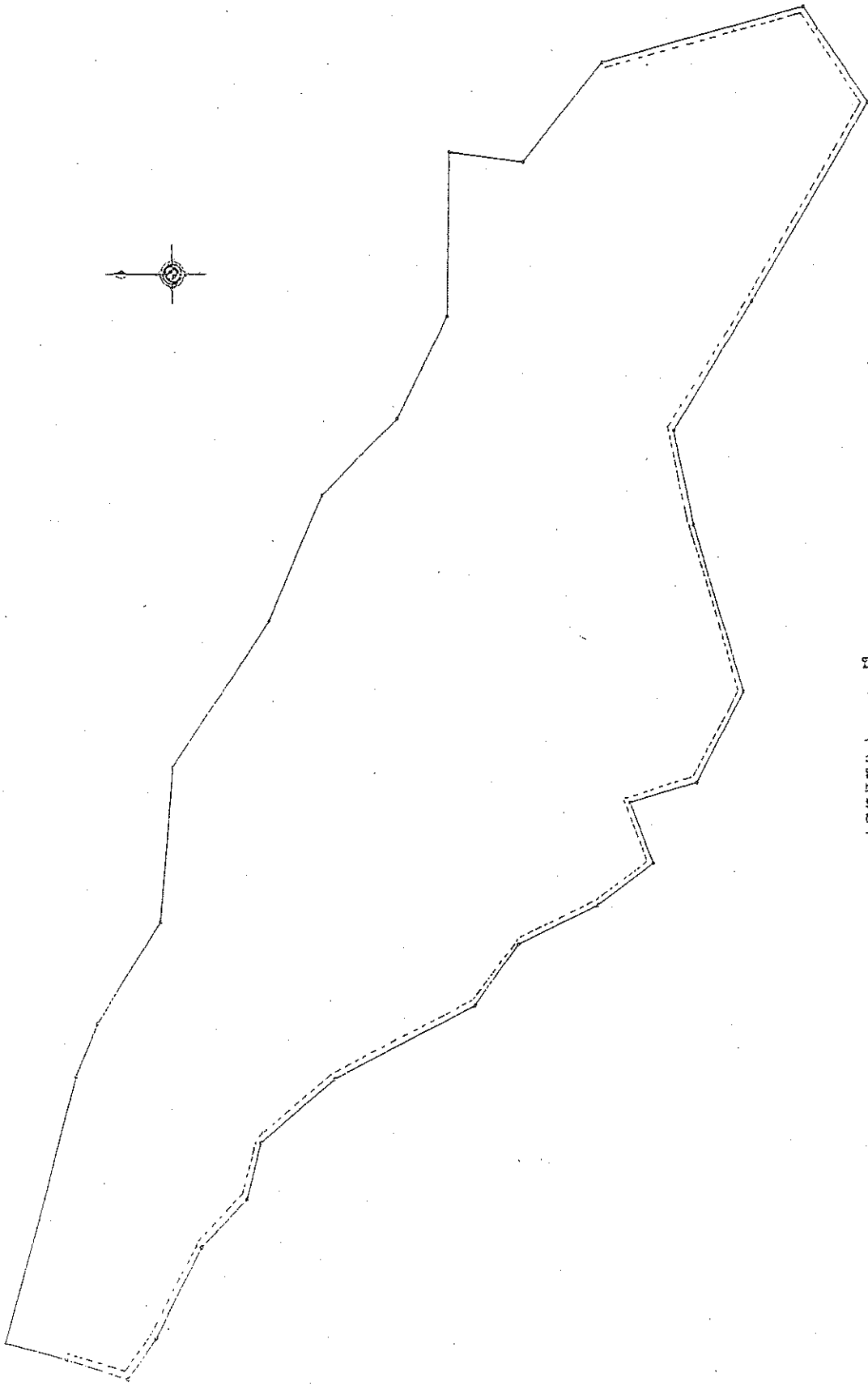
植栽は3月中頃からとする。

復旧の完了後、復旧完了届けを提出し東部農林事務所の完了確認を受けます。

4 添付書類

計画平面図

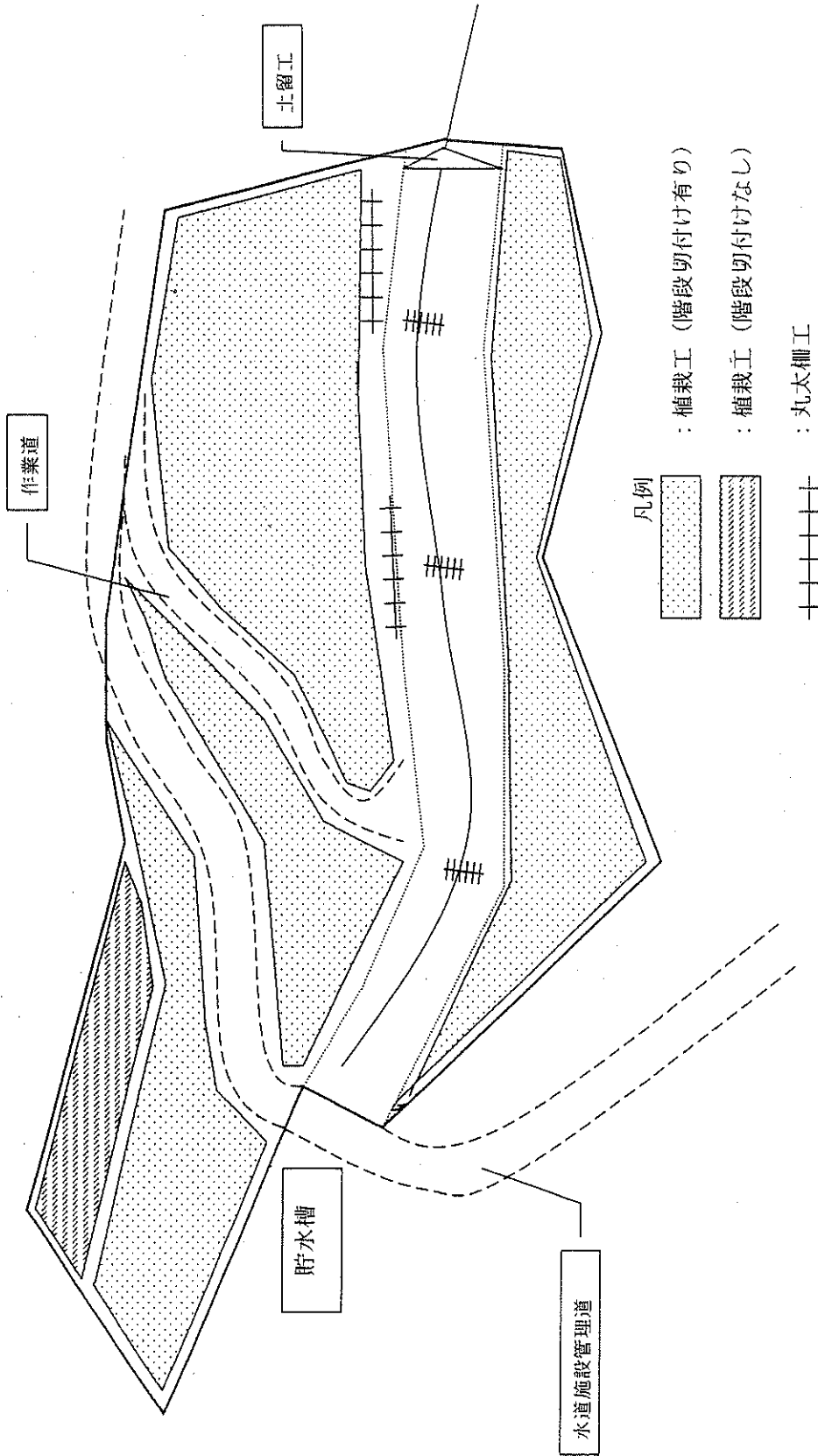




--- 北窗桁打部分上 = 301.59m

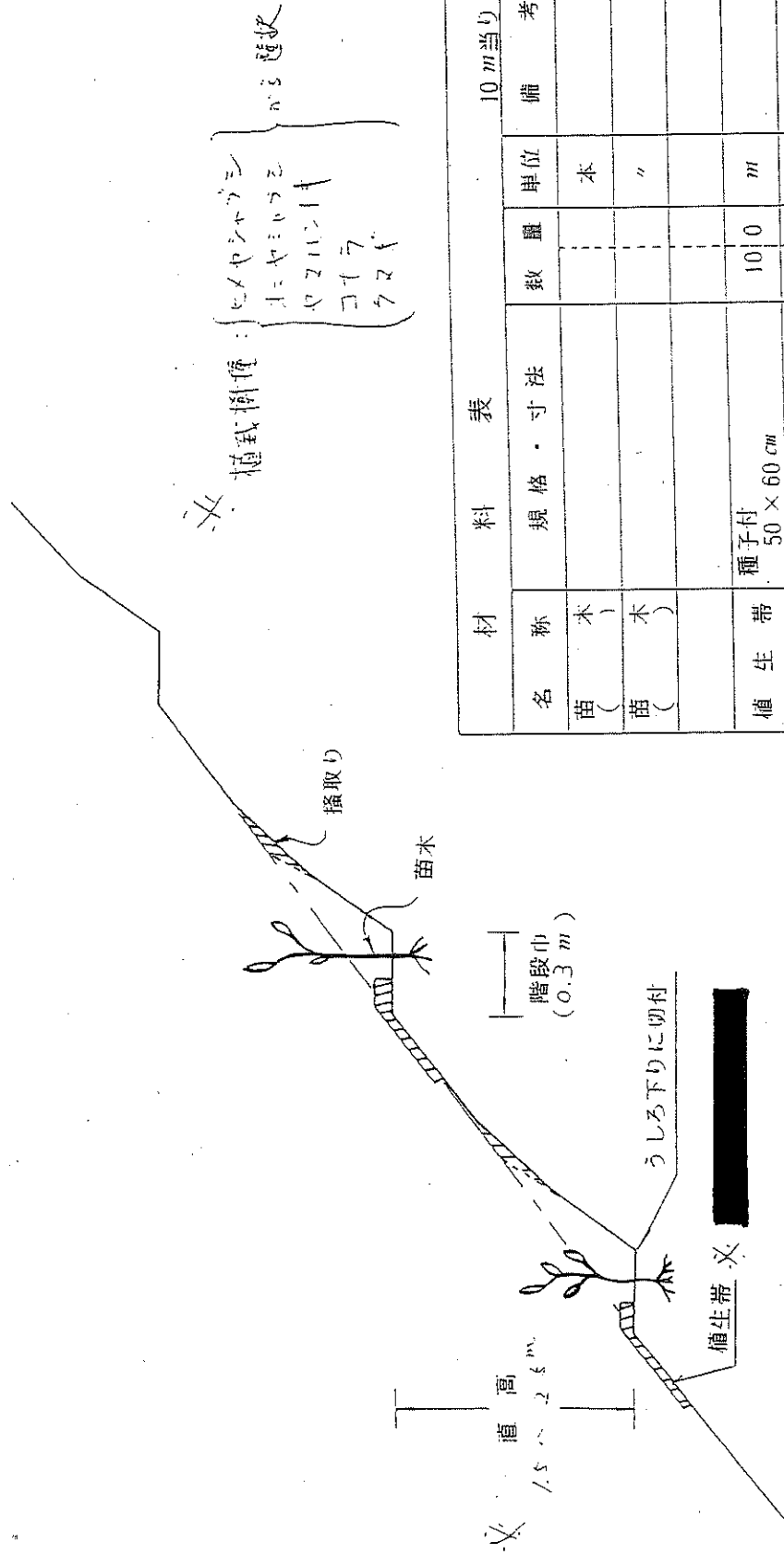
▭ 植林部分 3.30m 当り1本  
12,864.42m<sup>2</sup>/3.30m = 3898本





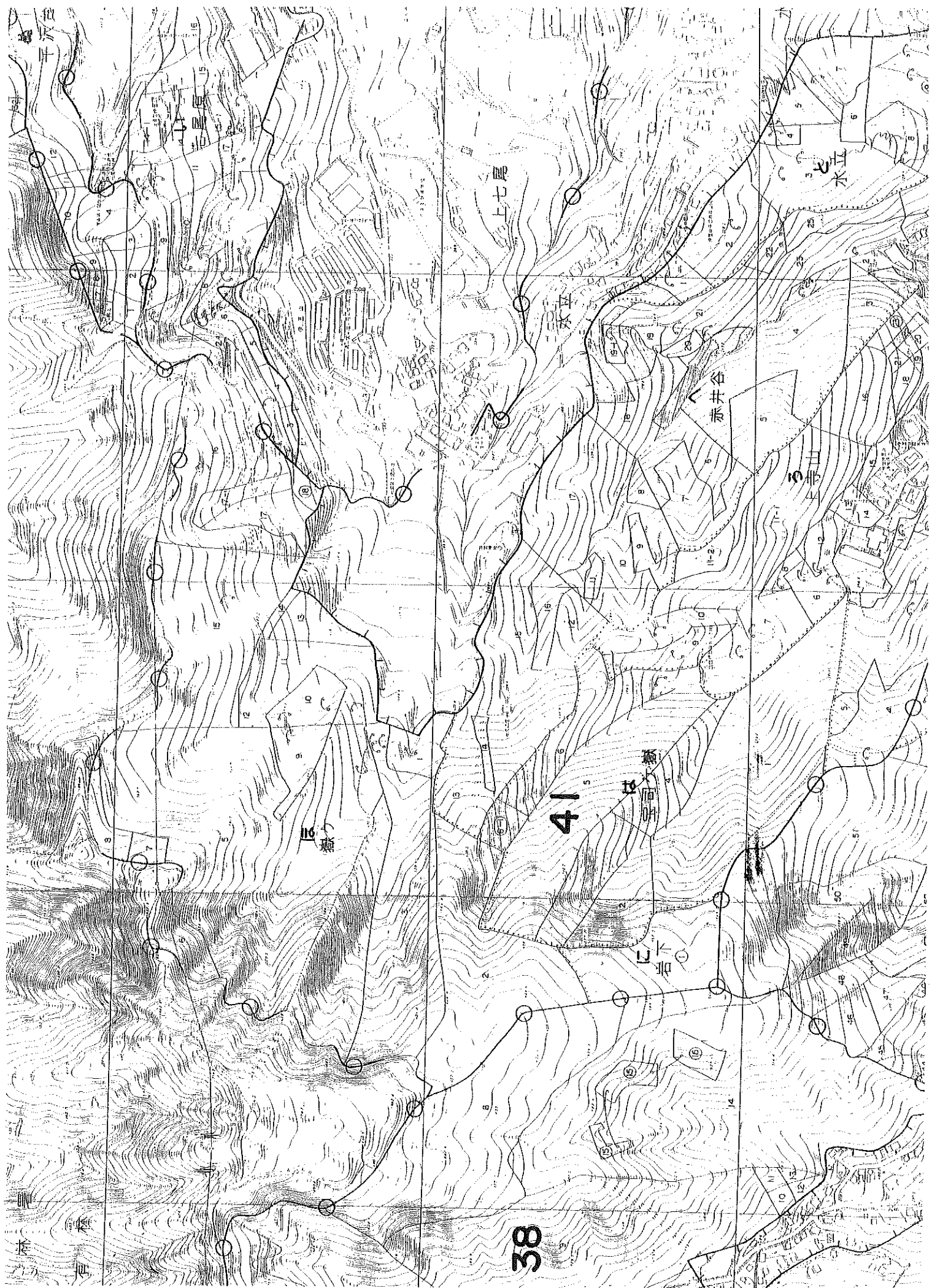
治山工事定規図 6

定規図名	植栽工 (階段切付有)	規格仕様	Aタイプ階段巾 0.3m
------	-------------	------	--------------



材料表				10m当り	
名称	規格・寸法	数量	単位	備考	
苗木			本		
苗木			"		
植生帯	種子付 50 × 60 cm	10.0	m		
階段切付		10.0	m		





上七處

水立

赤井谷

4寺山

41

14

15

38